嘉永元年申年十一月

嘆願書　控

鰍沢組

恐れながら書き付けをもって嘆願奉る

福田八郎右衛門御代官所甲州鰍沢河岸惣百姓一同、申し上げ奉り候は小林藤之助様御支配所釜無川通り上流、同郡河原部村へ新規河岸場御取り建てのご沙汰に付き、去る卯九月中より右新河岸御取り立て相成り候ひては古河岸の者共渡世に相放れ、難渋

仕り候間、三河岸起立、富士川通船開闢よりの旧記ならびに右川筋へ新河岸場取り巧らみ、願ひ立ての族、これ有り候。たびたび古河岸故障の有無、御糺しの上、古河岸の差し障りに相成り候場所は、これ迄すべて御沙汰御止めに相成り候始末書認ため、右新河岸御差し止めの儀前々たびたび嘆願奉り候この儀、恐れながら東照宮御神君様御上意をもって御建て置かせられ候御立意柄をもって、右新河岸差し止めの儀、願い上げ奉り候処戸川播磨守様御勤役中御奉行所様より仰せ出でらる御勘定様より内藤茂之助様御印状をもって、支配市川御役所へ御達し在らせられ候趣は鰍沢外二ヶ河岸の者共御廻米積み下し捗取り候様

仕るべきはもちろん、運賃・諸掛り等相減じ成丈べく諸色直段引き下げ取り計らひ得ば新河岸出来候にも御沙汰に及ぶまじきに付き鰍沢河岸より駿州岩淵河岸まで川下り御運賃永く相減じ諸掛り等も右に准じ取り計らひ候様、仰せ聞かされ候に付き御廻米三十二俵積み、一艘に付き下り御運賃永七百七拾五文づつ頂戴仕り罷り在り候処、内永百十文にて跡御請負願い上げ奉り候処、願の通り御下知相済み然る上は御趣意相立て先づ御差し止めに相成り候方然るべく御沙汰の趣去る卯十一月中、先の支配高山又蔵様御役所において鰍沢・青柳・黒沢三河岸役人一同

召し出だされ仰せ渡されこれまで右新河岸御差し留め相成り居り候間、全く御差止と安堵仕り御恩徳相守り右一件に付き小前惣代一両人、役人惣代一両人づつ罷り出づべく御さし紙頂戴罷り出で候。然れば罷り在り候間、然る処今般召し出だされる新河岸差し止め仰せ付けられ候儀と安心罷り在り候処、この度は河原部村の者共も一同召し出だされ候由に付きまことに安心相成り難く、心痛の余り申し上げ奉り候。万一右新川御開きに相成り候ひては当村御高千十七石三升六合、家数七百十七軒、人別三千二百人余の者共仕馴れ候渡世の潤益放れ離散退転の者多く、一村潰れ候外これ無く然る上は御伝馬御用御差し支えは申し上ぐるに及ばず、第一御年貢御上納の手当をも失い、嘆かはしく存じ奉り候。恐れ多くも慶長年中より御恩徳仰ぎ奉り、永続の河岸場

今更衰微、破滅相成り候得ば恐れながら御神慮の程、何よりもってこの段恐れ入り奉り候。一村退転に引き替え嘆息の余り申し上げ奉り候。右新河岸御取り建て御沙汰去る寅年中仰せ出でらるるの御主意にはもし故障これ在り候はば申し出づべきとの御儀弁え在りながら河原部村の者共願いたてとは申しながら古河岸故障有無御糺し毛頭御座無く御伺に相成り候段何共嘆かしく、存じ奉り候。殊に私共儀は生々御支配成し下され候。御憐情いささかもこれ無き次第と飽く迄愚案仕り候。既に私共村方の儀は去る巳十二月中新河岸御差し止め一件松平河内守様御奉行所御掛にて御調べ中追って御沙汰の旨をもって惣代共一同

罷り在りまたぞろ帰村仰せ付けられ○○人役人惣代十○人宛○出すべく候○紙候処またぞろ今般右一件に付き小前惣代一両人役人惣代一両人づつ罷り出づべく御差紙頂戴罷り出で候処御厳重御理解の趣何共恐れ入り奉り候次第に付き黙止し難く可奉○○○○意○○○○共右惣代の者共御請け仕り難く万々一にも御模様替潰れ仰せ付けられ候得ば一村淪没に相成り候程の小前困窮に相成るべしと愚案奉り精々御慈悲の御沙汰蒙りたく嘆願奉り候処御信用に相成らず、途方に暮れ候国許へ始末。申し越し候に付き、一同驚き入り人気騒ぎ立て鐘太鼓打鳴らし支配御役所より御差し当りこれ有り候様及び混雑なかんづく重立ち候者共打寄り相談仕り候処もし嘆願手後れに相成り候ひてはこれ迄嘆願奉り候、詮

これ無く依っては闇閑と罷り在るべき場合にこれ在るまじきと存じ取り敢へず私共惣代として出府仕り、恐れを顧み奉らず嘆願奉り候。何とぞ格段なる御賢慮をもって去る卯十一月中より戸川播磨守様御勤役中御奉行所様より仰せ出でられ御勘定所様より内藤茂之助様御印状をもって、先の支配高山又蔵様御役所へ仰せ渡され候通り御居置きせられ候様御仁政の御沙汰幾重にも願い上げ奉り候。右願の通り聞し召さるる訳、御慈悲の御利解御座候趣とは承知奉り候得共、御模様に寄り古河岸の小民潰れ候様相成るべしと嘆かわしく存じ奉り候。恐れを顧み奉らず飽く迄嘆願奉り候より外御座無く

何とぞ格別の御仁恵蒙り奉りたくこぞって
願い上げ奉り候、以上
嘉永元申年十一月
詰合
十月二十七日
一、御強訴二通　松平河内守様
　　牧野駿河守様　一方御願書
六日
一、御駕訴四通　右御留守様
佐々木様
羽田様
十一日朝
一、　御箱訴
〆
十九日
一、　御門訴二通　阿部伊賀守様
　　本郷丹後守様
二十日
一、　同　三通　竹本主水正様
　　本郷様
　　深谷様
二十一日
一、　同　四通　本郷様　竹本様
　　井戸様　深谷様

二十二日

一、　御門訴二通　阿部様

大岡様御若年寄

二十四日

一、　同　四通　井戸様　堀伊豆守様

松平播磨守様　牧野備前守様

二十五日

一、　同　一通　戸川中務小輔様

〆　十六通